

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

北海道における「緊急事態措置」の延長について

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

札幌市における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和 3 年 8 月 27 日から、「緊急事態措置」の特定措置区域として強い感染防止対策に取り組んでいたところで、

市内における新規感染者数は、着実に減少しているものの、未だ国の指標のステージ 4 の目安を上回る高い水準であり、入院患者数の高止まりや、重症者の増加傾向など、医療への負荷も大きい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国が北海道を対象とした「緊急事態措置」の適用期間を令和 3 年 9 月 30 日まで延長する決定をいたしました。

つきましては、「緊急事態措置」の適用に基づき、引き続き、札幌市をより一層強い措置を行う特定措置区域の対象として、北海道知事から各要請がなされておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記 1 の事項について御協力いただきますとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

また、下記 2 のとおり、市内飲食店等における休業等の要請に御協力頂いた事業者の皆さまへの支援金等について周知いたしますので、御確認願います。

記

1 北海道による要請事項

別紙「北海道における緊急事態措置(改訂)」【北海道資料】

2 札幌市からのお知らせ

- (1) 市内飲食店等における休業等の要請に伴う支援金について

別紙「事業者の皆さまへのお願い」

- (2) 市内事業者向け主な支援策について

別紙「札幌市内事業者向け主な支援策」

- (3) 北海道の各空港に向かう希望者向けの無料 PCR 検査等について

不要不急の都道府県間の移動は極力控えるようお願いいたします。

また、どうしても道外への移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底し、そのうえで、体温チェックや必要に応じて PCR 検査を受けるなど、体調管理の徹底をお願いいたします。

なお、7 月 20 日から 9 月 30 日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道内の空港に向かう便の搭乗者のうち希望される方は、PCR 検査等を「無料」で受検することができますので、ぜひ御活用ください（内閣府ホームペー

ジ : https://corona.go.jp/passengers_monitoring/)。

3 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道)

北海道による対策や警戒ステージ等の詳細については、以下の北海道のホームページを御確認ください。

(URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等 (札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますので御確認ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19_1.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますので御確認ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19_1.pdf)

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますので御確認ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei_toukei.html)

■ 市内飲食店等における休業要請等の要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL011-330-8396

《受付時間》 平日 8 : 45 ~ 17 : 15 (10月10日までは土日祝も対応)

■ 職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL0570-085-789

《受付時間》 毎日 9 : 00 ~ 21 : 00

■ 事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

《受付時間》 平日 9 : 00 ~ 12 : 00、 13 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)